

平成 1 8 年 9 月
勝浦市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 8 年 9 月 1 9 日

○出席議員 21人

1 番 土 屋 元 君	2 番 佐 藤 啓 史 君	4 番 渡 辺 伊三郎 君
5 番 松 崎 栄 二 君	6 番 刈 込 欣 一 君	7 番 末 吉 定 夫 君
8 番 黒 川 民 雄 君	9 番 渡 辺 玄 正 君	10 番 寺 尾 重 雄 君
11 番 高 橋 秀 男 君	12 番 板 橋 甫 君	13 番 丸 昭 君
14 番 八 代 一 雄 君	15 番 児 安 利 之 君	16 番 渡 辺 利 夫 君
17 番 佐 藤 浩 寿 君	18 番 滝 口 敏 夫 君	19 番 伊 丹 富 夫 君
20 番 水 野 正 美 君	21 番 岩 瀬 義 信 君	22 番 深 井 義 典 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	課 税 課 長 乾 康 信 君
収 納 課 長 鈴 木 克 巳 君	市 民 課 長 滝 本 幸 三 君
介護健康課長 関 修 君	環境防災課長 田 原 彰 君
清掃センター所長 酒 井 正 広 君	都市建設課長 三 上 鉄 夫 君
農林水産課長 岩 瀬 章 君	観光商工課長 守 沢 孝 彦 君
福祉事務所長 小 柴 章 夫 君	水 道 課 長 藤 平 光 雄 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君
社会教育課長 佐 藤 光 男 君	学校給食共同調理場所長 中 村 一 夫 君
農 業 委 員 会 酒 井 明 君	
事 務 局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第 2 号

第1 一般質問

開 議

平成18年9月19日（火） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は20人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（水野正美君）日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔15番 児安利之君登壇〕

○15番（児安利之君）私は、通告いたしました勝浦市総合計画について、福祉問題、税及び手数料、行政改革及び有害鳥獣駆除問題等、5点について市長の見解を求めるものであります。

まず初めに、藤平市長の市政運営における基本的スタンスについてであります。去る3月議会での私の質問、すなわち合併推進構想策定に係る市町村ヒアリング調書なるものが千葉県から出されまして、それへの回答は新合併特例法定期間内に合併を検討すると、このように勝浦市は答弁していると新聞報道でされたことについての真意を市長にただしたところであります。これに対して市長は、法定期間内に合併するというのではなくて、引き続き慎重に調査、研究していくということだと答弁したと私は記憶しております。

そうだとすれば、勝浦市の行財政運営については2006年から2010年と期間が定めてある勝浦市総合計画後期基本計画に基づいて、少なくとも向こう5年間は自立のまちづくりプランとしてやっていくというように、このように理解してよいのかどうか、まずその点について伺っておきたいと思います。

次に、今申しました勝浦市が立てた総合計画と、それに関連する実施計画、これと先ほど言いました千葉県の合併推進ヒアリング調書で、千葉県に回答した内容で重要な項目で幾つかの矛盾が見受けられるわけですが、この点についての説明を求めたいというふうに思うものであります。

その矛盾の第1は、文化会館の建設問題であります。文化会館、仮称になっていますが、市民会館の建設についてでありますけれども、基本構想及び第3次実施計画では、（仮称）市民文化会館の建設を引き続き推進してまいりますと、このようにはっきり述べているわけであります。

引き続き建設を推進していくというふうに述べている。一方で、千葉県から求められた調書に対する市の回答を見てみると、市の重要施策とそれに対応する課題についてという項があるわけですが、この項で県に対するアンケート回答をどう言っているか。（仮称）文化会館は、勝浦駅北口開発事業の中で建設を計画しているが、北口開発事業そのものの実施見通しが立たないと断言しています。地域総合整備事業債の廃止など、箱物に対する財政支援がないため、現有の市民会館の維持管理に努めていく、このように言っているわけであります。一方で、総合計画あるいは実施計画では、引き続き3年ないし5年のこの計画の中で会館建設を推進していくと、こういうふうに明言しているにもかかわらず、一方で県に対するアンケート回答では、建てる場所の見通しが全然立たない。したがって、現有市民会館の維持管理に努めていくと言っている。ここに大きな矛盾があるわけですが、これについての納得のいく説明を求めたいというふうに思います。

次に、ごみ処理あるいはし尿処理施策の方向性についてであります。とりわけし尿処理施設について、基本計画では将来的に公共下水道を目指すと、こう言っています。今の施設をいろいろと委託事業をふやしていきながら維持管理していくんだけど、将来的には公共下水道を目指しているんだというふうに言っているわけでありますが、ところが、ヒアリングでは広域的な対応が必要だと回答しております。つまり、勝浦市単独では、今後、し尿処理はやっていけないから、広域的にこれを対応していくんだと、それが必要だというふうに回答している。これはどっちがどうなのか。このし尿処理行政について、あるいはごみ処理も含めて、市民の環境をどう改善していくかの方向性が、この2つを読んだのでは全く不明確であると言わざるを得ないわけであります。これに対する答弁をいただきたいと思います。

次に、学校給食共同調理場の運営方についてであります。基本計画では、施設設備等の改善を図り、機能維持に努めると、このように基本計画では出されています。ところが、千葉県に対するヒアリング回答では、現有施設の老朽化から建てかえが必要な時期にあるが、少子化に現在あり、近隣町との共同運営も視野に入れた検討も必要としているわけですが、近隣町との共同運営と、かなり具体的に検討課題として出している。つまり、近隣市町と言えどこかわからないけれども、近隣町と言え隣の御宿か、あるいは大多喜しかない。ここまで踏み込んで千葉県に回答している。これはどういうことなの。一方では、基本計画では、全く共同運営なんてことは一言も言ってないにもかかわらず、県に対するヒアリングではこのように回答している。ここにまた、方向性が不明確であるというふうに思わざるを得ないわけであります。

いずれにしても、今度、ことしの3月に出された勝浦市総合計画2006年から2010年までの5か年計画を見ても、実施計画を見ても、その中身を相当吟味していくと、今、私が指摘した3つの重要課題以外にもかなり整合性のないものが出てくるのではないかと推測できるわけであります。私は、この際、せっかくつくった総合計画、まちづくり計画を一層練り上げて、市民にこれを提供していくことが必要だと思うのでありますが、そういう点も含めて市長の3点にわたる矛盾と整合性について答弁を求めたいと思います。

次に、福祉問題に移ります。改正介護保険法が4月に全面実施されました。ところが、今、多くの高齢者がサービスを利用できなくなり、大きな問題となっているのはご承知のとおりであります。このことは法の改正どころか、自民、公明に加えて民主党までが賛成して成立したこの介護保険法の改正は、私に言わせれば改悪と言われても仕方がないのではないかとこのように思う

ものであります。

また、同時に障害者自立支援法が4月から実施されましたけれども、法の施行後、我が党や、あるいは全国各地の障害団体などの調査によって、原則1割の応益負担による大幅な利用者負担が出て、相次ぐ施設からの退所やサービス利用の手控え、施設経営を大もとから揺るがす報酬の激減など、予想を超えて幾つかの問題点が明らかになってきているのが現状であります。

以上の状況を踏まえて、8月8日に共産党は小泉首相に対して、障害者施策の拡充についての申し入れを行ったところであります。勝浦市でも、今述べたような、このような事態が起こっていると私は思うのでありますが、それを把握している範囲で答弁を求めたいと思います。まだ、十分調査がされていないならば、大至急、全対象者の実態調査を行って、それを明らかにすることをあわせて求めたいと思います。

2点目に、この実態を踏まえて、他の市町が行っているような市独自のいろいろな軽減策を講ずべきと思いますが、市長の考えをお答えいただきたいと思います。介護保険、障害者自立支援、両方の軽減について答弁を求めたいと思います。

第3に、3月定例会での私の一般質問に対して、市長は答弁の中でこのように言っています。浅はかな、性急な方法を選択した合併では、市民は浮かばれないと。そういうふうに評価したいすみ市ですら、乳幼児医療費の市助成基準は入院、通院の日数制限なしで独自基準を定めて、この補助制度を確立しております。隣の大多喜町でも同様の独自施策を展開しているのはご承知のとおりであります。我が勝浦市においても実施する考えはないのか。入通院制限なし、日数制限なしで、この乳幼児医療費の市助成基準を緩和していくという考えはないのか、伺いたいと思います。

また、私もかねがね主張してまいりました学童保育、この小学校区単位の実施、これに拡大していくべきだと主張してまいりましたが、勝小や興津小の実績を踏まえて、さらに広げていく考えはないのかどうか、子供の健康と少子化対策の上からも、ぜひ必要だと思いますが、この実施を重ねて要求するものですが、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、税及び手数料の問題であります。私ども共産党勝浦支部は、現在、市民の皆さんに対して市政に対するアンケート活動を行って、ご協力をいただいております。おかげでたくさんの回答を寄せられておりますが、集計や分析がまだ途中でありますけれども、現時点に立って市政に要望したいことは何ですかの設問に対して、それを見てみると、圧倒的に多い項目は、国民健康保険税を初めとする税の軽減、介護保険料など負担軽減であります。このことが市民の中から、本当にたくさんその要望が寄せられているのが実態であります。

中の1つ、2つを紹介すると、公務員を退職した70歳後半のある方の回答では、去年よりもことは市民税が6.1倍、県民税が11.2倍、介護保険料も国保税も1倍から2倍に上がるし、年金暮らしの高齢者にとって、このような課税は酷ですと、切々と訴えておられます。

また、別の年金生活者、最近、職場をやめたばかりのようですが、所得が140万円で今回、都会から引っ越してきてですけれども、国保税が30万円台課税されてきた。目の玉が引っくり返るほどびっくりしてしまった。所得に対して2割以上もの国保税をどうして払っていったらいいのか、怒りを持って訴えているわけであります。

このような状況は、今、勝浦市のみならず全国に広がっております。例えば、千葉市では、増税による市民からの抗議がたった2週間の間で1万人を超えているというふうに、せんだっての

千葉市議会での市長答弁で明らかにされました。勝浦市でも日に二、三件、電話や直接役所に来て、間違いではないのか、もう一回計算してくれと、どういうことなんだという問い合わせ、もちろん私どもにもそのような声が伝わってきております。これは、まさに小泉構造改革による大增税がもたらしたものと言わざるを得ません。このような大增税に苦しむ市民に市独自の救済策が求められているところではありますが、まず第1に定率減税の廃止、今年度は半減でありますけれども、高齢者控除の廃止などによって市民の皆さんが、どれだけそれによる増税が前年対比であったのか、どのくらいの額になっているのか、その実態をまず第1に示していただきたいと思っています。

次に、今年度、18年度の国民健康保険税であります、医療分1人当たりを近隣市町と比較してみると、館山7万6,282円、茂原9万3,542円、鴨川7万4,348円、いすみ市、うち旧夷隅町5万6,549円、旧大原7万999円、旧岬6万6,213円、大多喜6万3,042円、御宿7万2,602円となっております。これに対して勝浦は、実に9万956円であります、1人当たりの平均国保税の額。茂原市の9万3,542円、これも高いけれども、これを除けば、実に近隣の市町から比べて今年度は2万円から2万5,000円、ほかの市町よりも高い国保税になっているわけであります。市民の健康を守る上からも、国保税の引き下げを強く主張するものでありますけれども、市長の答弁を求めたいと思います。

次に、行政改革、勝浦市行政改革大綱2005を中心に質問いたします。勝浦市行政改革大綱2005によれば、行政改革の基本的な考え方として、これまでの取り組みの経過を述べた後、行政改革の必要性について市の行政責任を果たすための行政基盤を確立するために、最小の経費で最大の効果を上げるという自治体運営の基本原則に立ち返り、歳出削減の努力や事務改善の積み上げにとどまらず、さらなる行政改革を今後の5年間を目途に推進するものとする、このように述べているわけであります。

さらにそれを進めて、行政改革を進める視点として、1つに公正で透明な行政運営、2つ、効率的な行政運営と市民参加の行政、3つ、市政ニーズに対応した組織機構の見直し、4つ、定員管理、給与の適正化と職員の意識改革、5つとして健全な財政運営の確立を示しています。私は、市民にとっても役所に働く職員にとっても、それが本当にプラスになる真の意味での行政改革について何ら否定するものでは決してありません。しかし、それが逆に市民に不当な負担を強いたり、職員の正当な権利を犯すような、そういう行革は認めるわけにはいかないわけであります。

そこで、次の3点について伺いたいと思います。まず第1に、視点の4番目に上げている定員管理・給与の適正化と職員の意識改革とは、具体的にどのような内容になっているのか、どのようなことを具体的に言おうとしているのか、これについて、まず第1点として伺いたいと思います。

2点目に、職員の給与の適正化に関連して、職員手当のうち時間外勤務手当について伺います。先日、合併いすみ市の一職員から、我が党のいすみ市の市議に対して1通の手紙が参りました。内容は、いすみ市では、合併当初から予算がないという理由で膨大な時間外勤務をさせられ、そのほとんどがサービス残業です。このいすみ市の現状を正しい方向へ導いてくださいというようなものでありました。実態について、中身では、1つとして午後5時15分から6時までは残務整理と称して時間外手当を申請してはいけない、このような指示が出されています。今、勝浦市も条例改正して午後5時15分の退庁ではなく、午後5時30分になりましたけれども、この時点では15時から6時までの45分間は残業に入っても、正規の勤務時間の残務整理という理由で6時以降

でなければ時間外をつけるなど、こういう話でした。2番目に、1カ月の時間外勤務の合計のうち4時間で割れる分は代替え休暇を与えると。4で割れない分だけ時間外勤務手当として支給する。しかも、この代休は、それが翌月に持ち越されれば、それはもう認めないと、没収だという指示であります。3点目、その結果、福祉課では、連日深夜まで時間外勤務をさせられ、1カ月に100時間以上残業し、過労で倒れる職員が出ている。しかも、残業代はほとんど払われていない。以上があらましの内容でありますけれども、いずれも労働基準法及び市条例に違反しているという指摘もそこにつけられておりました。

さらに注目すべき指摘は、1つとして市長、担当課長が、こういう現状は適切な労務管理をしていないのではないかという指摘であります。2つ目として、適切な人員配置をしていないのではないか。その結果、膨大な時間外勤務をさせられ、手当がほとんど支払われていないので、サービス残業となっている、そういう現状にある。3番目、これが大事なことなのですが、一生懸命仕事をしてもやらない人と給与は同じだと。職員の間では、もう仕事をしてもしなくても給料は同じなんだと、そういう考えが蔓延してきていて、労働意欲がなくなってきている、こういう訴えであります。

私は、勝浦市の行革大綱2005の15ページにある給与・手当等の適正化の表を見てみまして、時間外勤務手当縮減、各課に指導、助言をして、平成18年度に800万円、ことしの当初予算を見ると、時間外勤務手当が2,686万8,000円であります。19年度は800万円、20年度600万円、21年度600万円、22年度800万円、5年間でトータル、実に3,600万円の時間外勤務手当の減額を行う適正化という名の減額であります。そういう理由で行おうとしているのが2005の中身の計画であります。平成18年度当初予算の時間外勤務手当約3,200万円に対して、これは一般会計と水道事業会計あわせての話ですが、これに対する減額が800万円ですから、減額率は実に25%になっているわけでありまして、この数字から計算すれば。果たして、まず減額ありきという手法が適当なのかどうか、私は甚だ疑問に思うのであります。例えば収納課における臨戸夜間の税徴収の強化、あるいは福祉事務所や介護健康課における障害者自立支援法の施行や介護保険法改正に伴う仕事量の増加などを見れば、時間外勤務が18年度ふえることはあっても減ることは決してないというふうに私は思っているものであります。

このような状況の中で、各課における時間外勤務と手当の支給状況はどうなっているのか。これに対する明確な答弁をまずいただきたいと思います。

次に、健全な財政運営の確立であります。経費の節減をうたっているわけでありましてけれども、18年度当初予算にも国道128号線部原地先の簡易パーキング維持管理事業費約120万円が計上されております。しかし、この施設は国道の附属施設であって、当然、その維持管理は千葉県によって行われるべきものと思うものであります。興津地先の海浜公園といいますか、港湾の一部施設として千葉県が興津区と直接指定管理者として契約して、市には経費負担が1円もないと聞いておりますけれども、なぜこのような手法によって今回の部原の簡易パーキングの管理運営が結ばれなかったのか。当初予算でいう120万円、毎年120万円、あるいはそれ前後のお金が市費から出ていくということについて、経費の節減という側面から見てどうなのか、この点についても答弁をいただきたい。

最後に、農林業問題における有害鳥獣駆除に伴う問題に関連して伺います。まず、この事故によって、不幸にも命を落とされた斉藤さんに対して心からお悔やみを申し上げます。

去る8月28日付朝日新聞の記事を引用させていただきますが、この記事によると、問題点が幾つか指摘されております。その1つは、県の特定鳥獣保護管理計画では、害鳥獣駆除に当たって地元自治体が広報や看板などによって事業の周知を徹底することになっていると。しかし、本年度7月22日から来年、2007年3月26日までの日程でニホンザルの駆除作業が実施されている5市町、勝浦市、南房総市、君津市、富津市、鋸南町のうち広報活動をしたのは南房総市だけだった、このような報道であります。一方、勝浦市でいろいろ担当と話し合ってみると、市独自の事業であるシカの捕獲などで住民に広報を行っているが、今回は事前に県に対して具体的な駆除の日程を問い合わせたら、勝浦市へいつ入るかはっきりしないことから、日付、場所を特定した広報はできなかったと、このように説明されています。

第2の問題点は、駆除作業に際して県猟友会が国有林を管理する森林管理事務所に届け出ていなかったということでもあります。斉藤さんは届け出をしていたわけでありますから、猟友会からの届け出があれば、斉藤さんに駆除作業のことを知らせてもらえたかもしれないというふうに猟友会の関係者が語っていると、これも新聞報道であります。

第3の問題点、山菜とりなど市外から来る人もおって、地元への広報だけでは完全とは言えないというのが勝浦市の主張であります、1つは。もう一つは、広報に加えてハンターとしての基本動作を再確認するよう、県内の猟友会の各支部に徹底しているが、結局、再発防止には獲物を確認してから撃つという大原則かつ最低限のルールを守ることには尽きると、このように県猟友会の幹部が言っているというふうに報道されております。

そういうものの上に立って今後の方針、対策でありますけれども、4点目に問題点としてというより対策であります、猿による農作物に対する被害の実情、あるいは事故防止対策と被害を防ぐ対策の両立をどうするのかということが、私は差し迫った問題ではなかろうかというふうに思っております。

以上が私が新聞記事や関係者及び農民の方々から意見をいただいて集約したものであります。

そこで、次の2点について伺うわけですが、1つは赤羽根地先で発生した今回の不幸な事故について、その問題点をどう認識されているのか。2つ目には、事故再発防止策を大前提としながらも、引き続き駆除事業を行ってほしいという要望もあることから、今後の駆除対策はどのように行っていくとしているのか、市長の答弁を求めて1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの児安議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、勝浦市総合計画後期基本計画及び第3次実施計画について申し上げます。

1点目の「広報かつうら」2006年1月号で市民に周知した勝浦市財政健全化計画は、2010年を見通した自立のまちづくりプランとして位置づけてよいこととありますが、勝浦市財政健全化計画につきましては、長引く景気の低迷などによる市税収入の落ち込み、三位一体の改革、扶助費及び国民健康保険特別会計への繰出金等、社会保障関係経費の増加により、さらなる財政基盤の確立に取り組む必要がありますことから、実施計画の推進を考慮しながら策定したものであります。

しかし、あくまで平成17年10月時点の推計でありますので、その後の市税収入の状況や一応の決着を見た税源移譲の内容等を精査するとともに、新型交付税の導入など、国、県の動向を見極

め、現計画の見直しを図っていく考えであります。

次に、市の総合計画と県の合併推進構想に係る市町村ヒアリング調書についてであります。この市町村ヒアリングは、県が昨年12月、千葉県市町村合併推進審議会を設置し、合併推進構想の策定に当たり、市町村の将来ビジョンや市町村の課題等について、審議の参考にするために調査を行ったものであります。

その中で、文化会館、ごみ・し尿処理施設、学校給食共同調理場の3項目を課題として例示したものであり、財源の問題、あるいは広域的対応が可能かどうかも視野に入れた検討が必要との考えを示したものであります。

なお、これが市の実施計画等の内容と矛盾しているのではないかとということですが、平成22年度までの計画期間内の対応としては、ごみ処理施設の広域的な施策の推進としているものの、文化会館については引き続き推進、学校給食共同調理場については機能維持に努めるとなっております。しかしながら、いずれも施設の老朽化等から将来的に市としての課題であると認識しております。今後、あらゆる分野から検討し、対応するとしたものであります。

初めに、文化会館、いわゆる市民会館の建設についてであります。ご指摘のとおり、平成18年1月10日に実施いたしました合併推進構想策定に係る市町村ヒアリングにおきまして、本市として勝浦駅北口開発事業の中で建設を計画しているが、北口開発事業そのものの実施の見通しが立たない。地域総合整備事業債の廃止など、箱物に対する財政支援がないため、現有の市民会館の維持管理に努めていくと回答したものであります。

そこで現在の市民会館の現状を見ますと、昭和41年に建設以来、応急的な改修は行ってきたものの、大規模改修は財政事情等から現在に至っておりますが、今年度に市民会館及び中央公民館の耐震診断調査を実施いたします。その調査結果を踏まえて、（仮称）市民文化会館の建設について引き続き協議、検討してまいりたいと考えます。

次に、ごみ・し尿処理施設の建設及び運営についてであります。ごみ処理施設につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合におきまして平成16年3月に中間処理方式及び事業運営等検討調査報告書を作成し、これを基本に広域ごみ処理化を推進しているところであります。建設予定地となっている関係市町におきまして、住民との協議が難航しているのが現状であります。今後は、これまでの経過、推進状況を踏まえて検証し、再度計画の見直しについて方向を見出す時期に来ているものと考えます。建設費や維持管理を含めた費用の縮減等の観点から、ごみ処理事業を広域事業として取り組む方針は変わりありません。特に収集運搬業務につきましても、広域事業として検討する必要があると考えます。

し尿処理施設につきましては、昭和57年3月に竣工し、既に24年が経過しているところでありますが、適正な維持管理のもと、現在も処理能力上、特に問題はありません。したがって、老朽化した主要機器の改修を定期的に行い、1年でも長く稼働させてまいりたいと考えます。

施設建設につきましては、精密機能検査を行い、その結果を見て判断してまいりたいと考えますが、市単独の建設となりますと財政的に厳しいものがありますので、長期的な展望等を考慮し、広域的な対応も選択肢の一つとして検討してまいりたいと考えます。

次に、学校給食共同調理場の運営についてであります。学校給食共同調理場は昭和48年に建築されたもので、築33年を経て施設も老朽化しております。このため、これまでに屋根防水工事、給水管・蒸気管等施設設備改修工事、ボイラー増設工事・改修工事等の工事や修繕、及び焼物機、

揚物機、洗浄機、保管庫等の備品整備の更新を行い、適正な施設の維持管理に努めてまいりました。今後におきましても、諸状況を踏まえながら改築等を含む必要な施設整備及び健全な運営を図ってまいりたいと考えます。

次に、福祉問題について申し上げます。

初めに、介護保険法の改正、障害者自立支援法の制定によって、全国的に装具の取り上げや施設の退所という事態が発生しており、勝浦市でもこのような事態が起こっていないかとのご質問ですが、介護保険法の改正については昨年10月から施設入所者等に対し、居住費、食費、いわゆるホテルコストの自己負担化が実施されたことに伴い、県において各施設退所者の実態調査が実施されたところであり、本市内の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における退所者のうち、経済的理由によるものは1名でありました。

介護サービス利用の制限につきましては、要支援及び要介護1の者に対して、特殊寝台、車いす等の福祉用具が原則として保険給付の対象から除外されましたが、本年9月末までの間、制度改正時に利用していた者に対して経過措置により引き続き利用可能とされておりますので、本措置終了後におきまして状況把握に努めたいと考えます。

なお、これらの実態に対し、市独自の施策として保険料、入居費の軽減策を講ずべきではないかとのことでありますが、介護保険料につきましては所得状況に応じ保険料が6段階に設定され、居住費及び食費の自己負担化に対しては、低所得者の負担を軽減するため負担限度額の設定、さらに高額介護サービス費の給付がなされており、今後におきましても、これらの制度の中で対応してまいりたいと考えます。

障害者自立支援法につきましては、平成18年10月1日からの新しいサービスへの移行に向けて、現在、在宅福祉サービス利用者及び施設サービス利用者について訪問調査を行い、状況確認に努め、サービス提供のための準備をしているところであり、この訪問調査を行った中では、ご質問のような事態は発生しておりません。

また、障害者の利用者負担についてであります。県内でも今のところほとんどの市町村が独自の軽減策を設けていない状況にあり、市といたしましても、現在のところ、独自の軽減策を講ずる考えはありません。

次に、乳幼児医療費の拡大についてであります。乳幼児医療費助成事業につきましては保護者の経済的負担の軽減を図るため昭和49年度より実施し、その後、順次、対象年齢の拡大を図ってきたところであります。また、平成15年度には支給方法の現物給付化を実施するとともに、本年8月1日からは入院に関する日数制限を撤廃するなど、子育て支援の拡充を図ってまいりました。今後も次世代育成支援対策の充実を図るため、乳幼児医療費の助成対象の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

次に、学童保育の市内学区ごとの実施についてであります。学童保育につきましては放課後児童の安全確保及び健全育成を目的として、平成13年度に勝浦小学校内にかつうら放課後ルームを開設し、その後、平成17年度にはかつうら放課後ルームを児童会館内に移設するとともに、新たに興津小学校内におきつ放課後ルームを開設し、学童保育の充実を図ってまいりました。現在、放課後児童の安全確保は重要な課題となっており、学童保育の重要性も増してきていることから、平成19年度は総野地区において開設し、その後、上野地区での開設について検討していきたいと考えております。

次に、税、手数料について申し上げます。

初めに、定率減税の廃止、老年者控除の廃止などで市民の増税がどのくらいになるのかについてであります。平成18年度より適用される税制改正は、議員ご指摘のとおり、老年者控除の廃止、65歳以上で合計所得金額 125万円以下の人の均等割、所得割非課税の廃止、65歳以上の公的年金控除の最低保障額の引き下げ及び定率減税を2分の1に縮小し、平成19年度には廃止するという改正を行い、特に65歳以上の納税者にとっては、その影響があるものと思います。なお、算出税額の合計を納税義務者数で除した1人当たりの平均税額は、平成17年度が7万 7,274円、平成18年度が7万 9,061円で1,787円の増、率にして2.3%の増となります。また、国民健康保険税については、平成17年度の1人当たりの税額が8万 7,473円、平成18年度の1人当たりの税額が9万 956円で3,483円の増、率にして3.98%の増となります。

次に、国保税の引き下げについてであります。勝浦市の国保事業は人口の高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病の増加などで医療費が増加傾向にあり、加えて個人所得の伸びは見込めない状況にあります。

このようなことから、平成17年度においては15.83%増の税率改正を行いました。平成18年度においては軽減割合を7割・5割・2割に変更し、低所得者に対し税負担の軽減を図りましたが、1人当たりの税額が9万 9,056円で、平成17年度と比べると3,483円の増、率にして3.98%の増となりました。平成19年度においても厳しい状況が続くものと予想されますが、現行の税率を維持できるよう努力してまいりたいと考えます。

次に、行政改革について申し上げます。

初めに、定員管理・給与の適正化と職員の意識改革の具体的な内容についてであります。昨年12月に策定した勝浦市行政改革大綱2005の柱の一つに定員管理・給与の適正化と職員の意識改革があります。

その具体的内容ということですが、まず定員管理の適正化につきましては、定員適正化計画に基づき職員の削減を図ろうとするものであり、極力、住民サービスの低下を来さないよう組織機構の見直しを図る中、臨時職員の活用等により、平成17年4月1日の総職員数277名から26名削減し、平成22年4月1日において251名にしようとするものであります。

その他、職員の再任用制度及び任期付職員の採用制度の導入に向けての検討や、各種審議会や委員会の委員数等の見直しについて基礎データの収集を行い、新年度予算編成までに結論を出すべく準備に入っております。

給与の適正化につきましては、事務事業の見直しにあわせた時間外勤務手当の縮減、平成18年度より見直しを行った特殊勤務手当や調整手当、さらには高齢層職員の昇給抑制に加え、現在、勸奨退職時の特別昇給の廃止について調査、検討に入っております。

また職員の意識改革であります。行政改革を進める上で職員の意識改革は不可欠であると考えております。既存の取り組みにとらわれない柔軟な発想と問題意識のもと、状況の変化に敏感に対応し、みずから情報の収集に努め、施策の方向性や実施方法を考えられる職員が求められており、その意味で平成15年度から実施している自己申告制度の活用及び職員研修の実施を引き続き図っていく考えであります。

次に、職員の時間外勤務の実態と時間外勤務手当の支給状況についてであります。職員の時間外勤務命令につきましては、年度初めに予算執行についての通知の中で、事務の内容、事務量

等について検討するとともに、命令は予算の範囲内で行うことにあわせ、職員が一丸となって創意工夫をもって極力経費の節減に努めるよう指示をしているところであります。その実態につきましては、各課において課長、係長の協議の中で事務量等を踏まえ、また場合によっては職員からの申し出等に基づいて時間外命令簿に記載し、翌日、課長が確認するとしております。また、その状況に応じて振替制度の活用を図っております。時間外勤務命令簿に記載されたものは、時間外勤務手当として支給されているものと思います。しかしながら、職員の中にはみずからの判断で、自分の受け持っている事務の整理等を理由に時間外勤務命令簿に記載せず、勤務時間外に事務を行っている職員もいると聞いておりますが、所属課長の判断で調整をしております。

なお、当初予算で各課に配当された時間外勤務手当の予算が、新たな事務量の増加等の要因により不足する場合は補正予算で対応しているところであります。

次に、国道 128号部原簡易パーキングの維持管理についてであります。部原海岸の整備につきましては、平成7年に発足しました部原海岸の整備を考える会での検討結果等を踏まえ、千葉県において平成8年度から平成12年度に海岸護岸のための海岸事業が事業費約5億円で実施され、さらに平成14年度から特定交通安全施設等整備事業として事業費約5億3,000万円で部原簡易パーキングが施工され、平成18年7月に完成しました。

ご承知のように、部原海岸は眺望、環境に恵まれていることから、多くの観光客が車で訪れますが、近隣に休憩施設がないため、安全な交通確保と事故防止対策を目的としてドライバーの休憩施設が県において整備されたものであります。

施設内容は、総延長 460メートルで、駐車区画台数58台、うち大型車3台、福祉車両用2台の駐車場が整備され、無料のパーキングとなっております。このほかトイレが1棟あり、附属して主に海岸利用者が使用するシャワー施設2カ所、足洗い場施設が1カ所あります。

この維持管理については、平成15年度に千葉県と基本的事項を協議し、平成16年3月12日付で部原簡易パーキングに関する基本協定を締結し、この協定第4条で原則、勝浦市が維持管理を行うと定めております。また、平成18年8月10日付で簡易パーキングの維持管理に関する覚書を締結し、あわせて維持管理の運用となる簡易パーキングの維持管理に関する確認書を千葉県夷隅地域整備センター所長と締結いたしました。さらに、市は施設の清掃等を8月10日付で部原区長と維持管理委託契約を締結しました。

この維持管理の経費負担については、千葉県において駐車場施設及びトイレ、浄化槽、給排水施設の補修を負担し、勝浦市で電気料、水道料、浄化槽の保守点検及び施設内の清掃と消耗品の補充を行うこととなっております。

勝浦市の管理経費につきましては、平成18年度当初予算に消耗品費11万3,000円、光熱水費117万3,000円、修繕料5万円、浄化槽保守管理委託料36万5,000円、管理委託料61万6,000円、合計231万7,000円が計上されておるところであります。

今後の費用負担についてであります。今後の管理実績を踏まえながら、千葉県と協議してまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣駆除に伴う事故問題について申し上げます。

初めに、勝浦市赤羽根国有林における不幸な事故発生について、その問題をどう認識しているかについてであります。平成18年8月3日に赤羽根地区国有林において、千葉県が実施します猟銃による野生猿生息数調整のための捕獲事業により入林していた千葉県猟友会専任ハンターが

サカキを採取しておりました市民を誤射し、逃げ去るという重大事件が発生し、大変遺憾に思っております。亡くなられた方には、心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。

今回の事件は、県猟友会専任ハンターが狩猟の大原則である矢先の確認を怠ったことが直接の原因と考えます。一方で、安全対策等につきましても問題点があったと考えております。

市が実施する有害鳥獣捕獲事業において、ハンターが集団で入林し、猟銃により捕獲を行う、いわゆる一斉捕獲につきましても、広報誌、看板、防災行政無線による周知を行い、また捕獲実施日に市職員が同行して安全対策を行っております。

今回の県事業実施に当たっては、7月26日に受領した県からの通知文書で安全対策に係る広報等の依頼を受けましたが、受領日には既に事業が開始されており、事前周知は不可能でありました。また、通知文では、事業実施に先立って研修会が行われておりますが、事業を安全かつ確実に遂行するために必要な要請市町への参加要請がなく、この点で行政間の意思の疎通を欠く結果になったことは問題であると考えます。

また安全対策については、今回の事件を受けまして、日時、場所を具体的に周知しなければその効果がないものと考えますが、この事業では出動日には毎回、勝浦市、君津市、富津市、南房総市、鋸南町の5市町を全部回ることになっており、時間及び実施場所が市町ごとに事前に特定されていなかかったため、市の広報と安全対策にとって障害となりました。さらに、1日で外房から内房の5市町を巡回することにつきましても、事業の効率性、実効性について疑問を感じたところであります。

このようなことから、9月4日付で千葉県知事に対し、今回のような事件が二度と発生しないよう、さきにご説明申し上げました点を意見書に表し提出したところでございます。

次に、地元農民の方々からは引き続き駆除の継続の要望が聞かれておりますが、今後の駆除対策についての考えはということではありますが、事件発生後の8月8日に勝浦猟友会等関係者と会議を開き、本市が実施する有害鳥獣捕獲事業につきまして協議しましたところ、わなによる捕獲は従来どおり行うものの、猟銃による捕獲は当面の間、自粛することとし、また猟銃による捕獲再開については、各地区の意向を拝聴すべきとの結論に至りました。

これにより、8月29日に区長に対しまして有害鳥獣捕獲事業に係る意見交換会を実施しました。この意見交換会では、猟銃による捕獲事業の再開・継続を要望するご意見とともに、安全対策の再点検が必要だとのご意見を賜りました。また、これら意見集約をするために、各区長に対しまして有害鳥獣捕獲事業に係るアンケートを実施することとなりました。このアンケートにつきましては、現在、実施中でありまして、今月末にはその集計結果をもとに、勝浦猟友会と協議の上、安全対策を再検証した上で10月上旬ごろから猟銃による捕獲事業を再開したいと考えております。

また、今後、再開する場合の安全対策につきましても、ハンターの狩猟に係る基本原則の厳守徹底はもとより、市が行ってきました広報誌、看板、防災行政無線による周知、また捕獲実施日における市職員同行等、従来の方法を踏襲した上で、さらにきめ細かい安全対策を実施したいと考えます。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）11時20分まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

[22 番 深井義典君退席]

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○15 番（児安利之君）再質問させていただきます。まず、総合計画後期基本計画と実施計画の関係でありますけれども、1 点目の基本的立場についてはいまひとつ、市長の態度が、私にとっては明確ではないのだけれども、少なくとも 2010 年までは勝浦市のまちづくりとしてわき目を振らずにやっていくんだという立場なのかどうかということを再確認したい。もう一度答弁いただきたい。

2 つ目、具体的な問題として、文化会館の問題であります。特に総合計画に関連して第 3 次実施計画の中で文化会館について、幾ら 5 年間の交付税関係や経済動向や制度的な変更があるかもしれない、そのときに見直していくといっても、この実施計画なるものは財源の裏づけのあるものとしてとらえているのは、今までの常識ですね。そうすると、実施計画の中で文化会館といっているのは、引き続き 18 年、19 年、20 年と、文化会館建設について推進していくという文言で出されているんですよ。繰り返しになっちゃうけど、一方でヒアリングで、これは合併問題に関するヒアリングだからといったって、将来の方向性についていいかげんなことを回答しているわけじゃないわけですから。そうすると、ここでは、要するに北口開発の見通しが立たないと。しかも、財源的には箱物に対する財政支援が地域総合整備事業債の廃止などによって財源がないんだから、俗に言えばやりようがないと。ここ二、三年、やりようがありませんよということを行っているんでしょう。一方で市民に対して、さっき市長が答弁していた 1 月号の広報では、具体的な中身まではいかないけれども、こういう 3 カ年で引き続きやりますよということを含んだ行財政運営の説明が出してあるわけです。そういうのを、どういうふうにとらえたらいいのかということになっちゃうわけで、そういう意味で、では市民会館については、この 3 年間引き続き推進しますという具体的中身はどういうことなんだということをお聞きしたい。これが 1 つ。

私も聞こうと思っていたんだが、市民会館について、当初で中央公民館と合わせて 500 万円の耐震診断経費が計上されています。それで今年度中に耐震診断をやるんだろうと思うけれども、やった結果、危険で使えませんよと出たら、その後、直ちにどうするんですか。どういう方向にしようとしているんですか、具体的に。あるいは補強すれば、大規模改修でも、あるいは耐震の大規模的な補強をやれば使えますよといったら、引き続きその予算づけをしていこうという、そういう立場なのかどうなのか。あるいは、耐震診断の結果、これは当面、使ったら危険だから使いなさんなという診断が出たら、もう使わないで市民会館、公民館は当分、閉鎖してそのままというつもりなのかどうか。その辺のところをはっきりさせてください。

私は、ここで 500 万円の耐震診断をかけてやらなくたって、素人目に見たって、あれがどうなっているかわかるじゃないかなと。大枚 500 万円かけることがいいか悪いか、もう少し慎重な検討が必要ではないかというふうに思うんだが、その辺も含めて市民会館については答弁をいただきたい。

その次のごみ処理関係は、わかりました。広域市町村圏組合でも同趣旨の答弁が出ているから、それで結構ですが、ただし尿については、当面はあのし尿施設は十分間に合って大丈夫なんだと、

こう市長は今答弁で胸を張ったけれども、私ども教育民生常任委員会などにおける市内視察、毎年繰り返しておるんだが、数年前のし尿処理場での現地調査、職員との懇談については、もうこの施設については、いつストップになっても不思議ではないほどの老朽化だと、こう言っていますよ。だけど、中の職員が非常に努力をして、だましだまし、部品についても古いからなくなってきているのもあるんだが、職員が努力して自分たちで修理保全をして面倒を見ながらやっていますよと、こういう話でした。えらい違いです、認識です。それからもう数年経っていますからね。私は、そういう点では焦眉の急だろうと、し尿処理施設は。そういう点では、ここに広域的な対応が必要であるということは私は正しいというか、今の現状の老朽度から見て単独ではできないよということだったら、見方として県に対する回答はそういう意味では正しいかなというふうに見ているんだが、もう一度その点についてお尋ねしたい。

2点目、し尿処理。この基本計画では、公共下水道を検討すると、こういうふううたっているんですよ。公共下水道が普及していけば、簡易浄化槽とあわせて、それが全世帯に普及すればし尿処理場との関係は解消されていくんだが、そうすると、実施計画の中で公共下水道がうたってあって、ここでは調査だけではなくて検討に入ると。市民に対する啓蒙と検討に入ると、こう言っているんですよ、実施計画で。どういう予算の裏づけをつけて、どの程度の検討に入るのか。私は、検討に入るといったって、本当に公共下水道やる気なのかねと言いたくなっちゃうわけです。大変ですよ、これ、それそこ。市民会館の1つや2つの比ではないよ、財源的には。本気でそれをやる気でここに計上してきているのか、計画として立案出してきているのか、その点を伺いたい。

学校給食共同調理場であります、ここで県に回答しているのは、現有施設の老朽化から建てかえが必要な時期にあると、こう言っているんですよ。言いかえれば、建てかえを今やらなきゃいけないということでしょう。だから、課題としては広域対応したいんだと。しかも、ここで言っているのは、共同運営も視野に入れた、しかも近隣市町と書いてあるんです。近隣町と共同運営と。だから、相当話が進んでいるのかなと私は見ているのです。この辺、基本計画あるいは実施計画との整合性はどうか。どっちの方向を向いて、あるいは多面的に選択肢を持ちながら同時進行でその辺をやっているのか見えてこない、この実施計画。その辺、答弁をいただきたい。

次に、福祉の関係でありますけれども、先ほど言いましたように、乳幼児の医療費については入院は勝浦もそう。通院についても、日にちを区切ることなく、すべてそれもやってきているといういすみ市や大多喜町について提起した。それに対し、市長答弁では、それらもやるとは言わないけれども、検討していきたいというような表現で出しているんだが、というような方向で検討するということで理解していいのかどうか、その辺、お尋ねしたい。

それから、私もいただいたんですが、千葉県国民健康保険団体連合会から毎年出している房総の国保という本がありますが、これは国保運営協議会の委員に配られているものですが、ここの巻頭に横芝光町長が健康で元気なまちづくりを目指してという巻頭文が出ています。ここで小学生までの医療費無料化を選挙公約で掲げたと、佐藤という横芝光町合併町長が。これは少子化対策として産み育てやすい環境づくりを目指したもので、就学前児童については既に取り組んでいるけれども、小学生全部にやるというのは、この10月からやるということをこの間の議会で打ち出して、やるようにしたわけです。10月から始まるのです。小学生全部。だから、今こういう時代というか、福祉の水準にきているので、いすみ市は悪いところもあるけれど、いいところある

わけだから、そういうことについて勝浦市も、ぜひやっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。その辺で答弁をいただきたい。

申しわけないけど、前にもう一回返りますが、箱物についての起債が認められないと、こう言っているんですね。だから、市民会館、めどが立たない、こう言っているが、そう言っては失礼だが、そういう地域総合整備事業債が廃止になっちゃったというなら、ほかに手だてはないのかということを行行政としてあらゆる方向から検討する必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。例えば、まちづくり交付金の創設、全国都市再生のために国土交通省が出しているものがあるんですね。これは、今まで箱物行政で補助金なんかつけてやったけれども、つくらせたらつくらせっ放しで、あとは知っちゃいないという手法だった。

しかし、今度は違うんだと。市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金だと。目的は、地域の歴史、文化、自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施して、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上に地域経済社会の活性化を図ることを目的とする。問題は、新しく事後評価というのがあるんですね。計画期間終了後、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等についてチェックし公表する。これが新たにつけ加わったものでありまして、交付対象としては道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等々で、あるいは高齢者向けの有料賃貸住宅とか、特定有料賃貸、その他いっぱいあるんですけど、いずれにしても、こういう制度もあるわけですよ。こういうものをどんどん研究してもらって、近隣のある町では、既にこれを取り入れて、県から講師を呼んで、県の役人を呼んで、どういうものかを研究したり、議会の議員もそこに加わって勉強したり、いろいろやっている場合もあるんですね。だから、一つ起債がだめになったから、もうできませんよじゃなくて、つくるためにはどうしたらいいのかという工夫を、なぜしないのかということなのです。そういう点について答弁をいただきたい。

時間外勤務手当。さっき言ったように、2005によれば、時間外勤務手当、率で言えば25%カットですよ。これは、まず予算の範囲内で努力してやってもらったら、今までの業務がある上に、私さっき言いましたでしょう。新たな業務ふえているんですよ。朝令暮改というか、とにかく介護保険法の改正だって、あるいは障害者自立支援法だって、担当に聞いたってそうでしょう。朝に晩に方針が変わってきて、県から通達してくるのが変わってきて、何が何だかわからない。どういうふうに具体的に進めていいかわからないというのが実態じゃないですか。そういう中で皆さん、一生懸命仕事をしていると。そうなれば、当然、時間外勤務がふえるのが当たり前じゃないですか、セクションによっては。それを頭から25%ぶった切りで、私の計算が間違っていれば指摘してください。2005によるあれと当初予算の額と比べれば、そういうことになります。そうなってくると相当、管理職の腕が試されますよ。年間の業務量をきちっと計算し、ボリュームを計算し、1日のボリュームを計算し、そして日常的な業務のほかに突発的な業務の問題をそこに想定し、そしてけさ、どれだけの仕事を課員にどれだけやってもらうのか、どこまで完了させていくのかということを絶えず目を配っていなければ、超過勤務の、時間外勤務の命令なんかとても、何時間やって、この仕事を終わらせろという命令なんか、とても出せないですよ、はっきり言って。漫然とやっているとは思わないが、私はそういうことだと思う。その時間外勤務を、こんなにぶった切った時間外勤務の予算の範囲内で、今までと同じレベル、あるいはそれ以上のレ

ベルで仕事をこなしていったって、市民に寄与していこうとしたら大変なことですよ。そこでだんだんしわが寄ってきて、いすみ市のようになっちゃ危険性が客観的にあるということを言っているんです。

事実、私、余りここで突っ込んだ話はしたくないので言いませんが、いろいろと具体的な退職者の職員とかいろいろ聞いてみると、皆無とは言えないサービス残業、そのところをただして貰ってもらわなきゃいけないので、具体的にどれこれとは言いませんから、姿勢としてそれをぜひやってもらいたい。

一部代替休暇でこなしていると言っていますが、これはある意味、ただ働きを市が強制していることなんですよ。要するに、一月の間に、例えば10時間時間外をやったと。10時間をやったから、かわりに休暇をやるから年次有給休暇と同じように有給休暇でその分、休暇とりなさいといったって、これは1日の労働時間8時間だから、あとの2時間どうするんだと。2時間分は払いますよといったって、8時間分は100分の100なんですよ、代替休暇というのは。8時間分の時間外勤務といえば100分の125で払わなきゃいけないんですよ、2割5分増しで。しかも、臨戸徴収なんかで、収納課なんか、場合によっては夜来いなんて、一杯飲み飲み、市民がですよ、1分おくらせていけば、もう払わないとか言われるという話もあるけれども、晩酌やりながら。いずれにしても、夜そういう業務を果たせば、深夜勤務の100分の150を時間帯によっては払わなきゃいけない。

だから、いけないというよりも、それが当たり前なので、職員の意識を変えていくといったって、ただ働きしないさよという意識に変えろなんていう話じゃなんです。払うものはきちっと払う。しかし、今きつからベースアップはなかなかできないよというんなら話はわかる。ベースアップはしない、その上、時間外勤務手当はただ働きさせて払わない。これじゃ踏んだりけったりなんです。それでは、さっき言ったように、結局、職員の労働意欲がなくなっちゃうと、現に言っている、蔓延しちゃってると言ってるんだよね。そのところは大事なところで、ひいては、それが市民に対するサービスの低下につながるわけですから、その点について、もう一度答弁をいただきたい。

市長はあんまり細かいことは知らないでしょうから、具体的なところで課長でも結構ですから、あるいは助役でも結構ですから、答弁をいただきたい。

部原の関係ですが、確認しておきたいのは、港湾施設の一つであるあの公園、興津は、私が言ったような県と興津区で指定管理者制度に基づく契約が取り交わされて、市は何ら1円も経費としては出てないというのは、それで正しいのかどうかを答弁いただきたいのと、それが正しいとすれば、何でこの部原については契約がそのようにできなかったのか。210万円ですか。私は120万円と言ったら、私の計算違いで年間210万円ずつ毎年毎年経費が出ている。このパーキングの目的は、交通の利便ということですね。そうすると、実際に私、あそこでずっと見てみると、あそこを走ってくるドライバーもたまにはとまっています。そして、また出ていきます。しかし、本当に極端に9割方はサーファーの駐車場です。そして、シャワーもサーファーが使っています。これ、悪いとは私言わないけれども、それが結局、勝浦市が観光的見地、あるいは勝浦を通過していくドライバーに対するサービスの見地で年間200万円余りも使っても、それはそれとして意義があるんだと、効果があるんだというそういう立場でやっているんならば、それはいいです。何も言いません。だけど、現実に、水道料なんか、どんどんどん、毎年とは言わないけれど

も、3年に一度は上げてきて、その一方でじゃんじゃかじゃんじゃかサーファーの人にただでお使いなさいよと、どんどん水を提供する。その辺の兼ね合いというか、果たしてそれでいいのか。私は、そういう意味では国道施設の一部なんだから、その維持管理費については県に持ってもらう。

現に、興津港湾の施設はやっているんだから、なぜそれをやらないんだ。もらってみたら、確認書で、別紙による負担区分で、県の負担はとにかく、本体を直すこととか、そういうものだけで、勝浦市は保守点検、安全確保、清掃、落書き、汚れ落とし、破損箇所の立入防止、利用者への注意看板の設置から、維持管理については樹木の剪定から除草から堆積した砂の撤去から、トイレ周りの側溝の清掃から、電気代、水道代、浄化槽点検代、消耗品、トイレットペーパー、固定金具、照明電球、かぎ類の交換から部品の交換を伴わない軽微な補修、タイルの補修、各種固定金具の締め直し等々、こういうふうにやらなきゃいけない。しかも、地元の住民なんか、全然あそこの駐車場利用なんかしてない、ということですね。その辺、どうなのでしょう。私が強調したいのは、県に持ってもらうということをやるべきだと。その点についてはどうか。

最後の有害鳥獣駆除については、一言だけ。

9月6日に千葉県が招集して関係市町村の担当者会議が行われたというふうに聞いておりますが、どういう内容がやられたのか。簡単でいいですから、余り長くやられると時間なくなっちゃうので、要点のみでお答えいただきたい。

もう一つは、私はこの際、ハンターの方も大変なんですけど、大変な苦勞されてボランティアやっているんですけど、そういうハンターの方々と行政だけではなくて、この際、農民の方の代表とか、あるいは今や農作物の被害だけではなくて住民被害も起こっているわけですから、例えばミレーニアあたりにはイノシシが出たり、猿が出たりしているわけですから、そういう場合によっては住民の人の代表も含めた対策協議会みたいなものを、屋上屋にならないような形で、これ一本の話し合いを持ちながら、多くの市民の力を合わせてこういうものに対処していくという方向はぜひ必要じゃないかと思うんだが、単にハンターと行政という連絡調整だけじゃなくて、そういうふうな考え方はどうなのかお伺いして終わります。

○議長（水野正美君）午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 開議

〔21番 岩瀬義信君退席〕

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）行財政の計画でございますけれども、地方分権、三位一体、骨太の方針、そして地方交付税の削減、あげくの果てに地方に格差を生じた、この一連の政策が今後どのようにまた変わり、変化を持たせてくるかにもかかわらず、私たちのまちは市民に安心してこのまちに住んでいただくためにも、私は2010年までの間、どのような事態にも対応でき得る財政の基本計画というものを立てなければならない、そう考えて、この計画をつくり上げた、そういうことでございます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）それでは、お答えいたします。3点につきましてお答えします。

まず1点目の耐震診断の結果が出た場合どうするのかということでございますが、これにつきましてはあくまでも結果出たことでございますけれども、もしこの診断結果が使用が無理だという場合を仮定いたしますと、その場合につきましては、現在、既存の施設がございます集会所でありますとか、興津公民館でありますとか、そういうところにつきまして分散して、使用が可能かどうかにつきまして並行して検討していきたいというように考えております。

2点目の大規模改修も考えているのかということでございますが、これにつきましても、あくまでも耐震診断の結果を待ってということに判断が出るわけでございますが、いずれにいたしましても、もしこの大規模改修をしたといたしますと、工事費に対しましての比率といたしまして6割か7割程度の補修費用がかかるんじゃないかというふうに、あくまでも想定でございますけれども、そういうふうな判断をしているところでございます。

3点目の耐震診断をやらなくても結果はわかっているのではないかとということでございますが、確かにそのような声もございます。しかしながら、市民に対する周知も含めまして、3,200平米でございますけれども、その中でどこの部分がどのように痛んでいるのか、あるいは部分的には修繕が可能か否か、そういうことも含めまして、その辺を診断した上で内容を決定したいというように考えております。

この事業につきまして、財源手当といたしまして参考に申し上げますと、修繕の場合には起債の対象になりませんが、建てかえの場合ですと一般の起債といたしまして75%が見込めるというふうに聞いております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、酒井清掃センター所長。

○清掃センター所長（酒井正広君）お答え申し上げます。衛生処理場の建設につきましては、精密機能検査を実施し、判断していくこととなりますが、市独自の建設になりますと多額の経費がかかり、財政的に厳しいものがあります。現在の夷隅環境衛生センター、これは1日処理能力115キロですが、ここでの受け入れは勝浦のものは困難な状況であります。長期的に考えますと、できれば夷隅環境衛生センターについての増設等の検討を行い、以後につきましては広域的な考えで進むことは勝浦市、その他の市町においてもメリットとして非常に大きいものがあると考えております。これを選択肢の一つとして検討する必要があると、このように考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、中村学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（中村一夫君）それでは、私の方から共同調理場の改築等についてお答え申し上げます。現在、改築等につきましては具体的な検討は行っておりません。先ほど市長答弁にもございましたが、築33年ということで改築の検討を通常の整備とともに今後検討していく必要はあるだろうというふうには考えております。その方法等につきましては、今後、十分研究してまいりたい、このように思います。

なお、私ども共同調理場でも現在、毎日施設の細かな点検等を図っております。そうした中で、職員が現行の中で機能維持に努めておりますので、今後も適正な管理運営を図ってまいりたい、このように考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）公共下水道関係の計画、また検討についてお答え申し上げます。本

市におきましては、都市計画法第11条に掲げます都市施設のうちの公共下水道はございません。過去、平成5年度から数年にわたり公共下水道の基本構想、また污水全体計画、また勝浦地区における公共下水道事業計画等を策定した経緯がございますが、事業費が莫大となることから、事業認可申請は見送りとなっておる状況でございます。

また、平成14年度に勝浦市污水適正処理構想を作成しておりますが、この内容につきましても、農業集落排水事業、また漁業集落排水事業、また合併処理浄化槽設置整備事業等を含めまして計画をいたしました。また、今後の実施計画の中でこの計画構想の見直しを図り、また住民に向けて、この下水道整備についての啓蒙を図るという作業でございます。

次に、2番目にご質問のありました興津港の海浜公園管理についてであります。議員ご承知のとおり、平成18年4月から地元興津区の方に指定管理者制度に移行しております。

次に、部原の簡易パーキングについてであります。このパーキングの設置目的につきましては、市長答弁にございましたとおり、当初、海岸護岸整備、またその整備が終了後、道路施設の整備ということで約10年ぐらいをかけて行ってきたところであります。また、それが本年の7月いっぱいまで完成しまして、維持管理の面は当市が行っているわけであります。この設置目的は、国道128号、また国道297号、また勝浦市に訪れます海岸利用者のための施設ということが原則になっております。

また、この維持管理費を市が負担するという考え方についてであります。出発時点は平成7年の部原海岸の整備を考える会というものがスタートされまして、その中で1番目に海岸設備、2番目に道路施設ということでセットで整備を進めてきたものであります。海岸施設が完了後、道路施設になったわけですが、その道路施設の中に海岸利用者の方々が利用できるシャワー施設、また足洗い場施設ができたものと思います。

市が一部を負担することになるわけですが、これにつきましては勝浦市に訪れる観光客、また先ほど申し上げました道路利用者が利用できるような観点から、市も維持管理を行ったという考えでございます。

また、この興津海岸の海浜公園が指定管理者制度に移行されておりますので、私の方もこの施設について指定管理者制度には移行できないのかということも県の本課とは協議をしましたが、現時点では道路管理者が行うというふうな考え方を県から聞いております。

また、今後の維持管理の負担でございますが、市も財政状況はまことに厳しい状況に置かれております。私の方が維持管理の契約をする前に、県の方にもそういった状況を踏まえて協議をしますということを既に申し入れてありますので、今後の維持管理の状況を見て、また県と協議をしたいというふうに思っております。以上です。

〔2番 佐藤啓史君入席〕

○議長（水野正美君）次に、小柴福祉事務所長。

○福祉事務所長（小柴章夫君）それでは、お答えいたします。乳幼児医療費助成事業の拡充についてであります。現在は県の基準どおり助成しておりますが、これを拡充するとすれば、すべて市の財源が必要となります。試算によりますと、就学前児童まで拡充すると約1,200万円という数字になりますので、財政に及ぼす影響もでございます。したがって、このようなことで今後検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、時間外勤務手当に関してお答えいたします。時間外勤務手当の関係につきましては、議員ご指摘のように、非常に難しい問題を含んでいるというふうに認識をいたしております。今回も行革大綱の中で前年比 800万円を目標としておりますが、実際には当初予算の対比で、選挙事務を除きますと 573万 7,000円、率にしますと17.3%の減というふうにとどまりました。先ほどいすみ市の例をお話しされたところでありますけれども、18年度の一般会計の当初予算の段階で、各近隣市の時間外勤務手当の状況的なものを調査をさせていただきました。勝浦市は、18年度の当初予算におきます1人当たりの時間外手当が11万 157円というふうになっております。参考までに近隣の市町を申し上げますと、先ほどお話に出ましたいすみ市が2万 4,201円、御宿町が2万 5,000円、鴨川市が4万 4,895円、大多喜町が6万 3,083円、茂原市が8万 6,121円、東金市が、勝浦よりも多少多くて12万 6,485円というふうな数字になっております。この数字だけから見ますと、予算措置についてはある程度されているのかなというふうな気もするところであります。

時間外の要因的なものをどのように把握しているかということではありますが、時間外勤務手当につきましては、1つが時期的な要因、例えば課税課の申告時期の対応、2番目が法律の改正等による制度改正の関係がございます。先ほどご指摘の包括地域支援の問題、あるいは障害者自立支援の問題、さらにはコンピュータのシステムの申請等がございます。3つ目には、職員の療養休暇等、一時的に他の職員で対応する場合がございます。4つ目が、イベント等の場合の時間外というようなものが大きな要因にあるのかなというふうに確認をしております。ただ、その反面、職員の仕事に対する熱度の問題、あるいは職員本人の意識の問題等もあるのが実情と考えております。

時間外勤務手当につきましては、当初予算の段階で、その時点で考えられる範囲で予算の総合的な調整を考慮して決定されているものでありますが、ただ、新たな要因で発生した場合等につきましては、当然のことながら補正予算で対応しているのが現状であります。ことしの6月の補正予算の段階におきましても、300万円の増額をしているところであります。

時間外につきましては、基本的に課によって対応が異なるということでは好ましくないことでありますので、今後、全庁的な調整は私の方でさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答えいたします。有害鳥獣駆除に関します1点目のご質問では9月6日の会議ということですが、県主催の会議が9月7日に開催されておりますので、この内容につきまして申し上げます。

今回の事件を受けまして、再発防止に向け徹底的な検証を図り、事業の見直しを図るということを目的にいたしまして、県の捕獲事業実施市町村、また千葉県警察本部、大規模所有者、県猟友会及び千葉県環境部等の出席のもと、9月7日に千葉市におきまして捕獲事業における安全対策会議が行われました。内容といたしましては、事件の概要と経過、県捕獲事業の安全面での検証、捕獲に際しての必要な手続、引き続き意見交換という内容でありました。

この中で主な意見等につきまして申し上げますと、1つは県事業に従事するハンターのマナーがよくない。2つ目としまして、事業主体の基本的な連絡に不備がある。3点目といたしまして、5市町を1日で巡回することに事業内容として実効性に問題があるのではないかと。また、地域を

よく知ったハンターが対応すべき等、以上のような意見が出されたところでございます。

千葉県では、引き続き検証を続け、安全対策を含めた施策の構築を図ってまいりたいということでした。

2点目のハンターと行政、農家の代表、さらに住民代表等からなる対策協議会が必要ではないかというご質問でございますが、市におきましては従来より市の農作物等を有害鳥獣から保護し、農作物の安定的生産振興、及び住民生活の安全を図ると、このような目的を持ちまして勝浦市有害鳥獣対策協議会を設置しております。構成といたしましては、関係区長、また勝浦猟友会、鳥獣保護員及び行政等から構成されているところでございます。

この中で従来、市が行ってまいりました有害鳥獣対策の内容等につきましてご審議、ご協議をいただいているところでございますが、今回の事件を受けまして、事業の安全対策を含めました今後の推進につきましても、本協議会でご協議を願ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）最初の総合計画との関係、実施計画との関係のヒアリングの関係ですが、私としては一応の説明を受けたけれども、まだこの重要施策として掲げられた3点、し尿・ごみ処理場の関係、あるいは学校給食の関係、公民館、市民会館の関係についてばかりではなくて、他の部分についてもまだ完全になるほどというところには、率直に言っていません。そういう点で、私は引き続き、もう少し計画を詰めて、もっと詰めた検討を行っていただいて、本当に実施計画が実施に向かってできるような、そういう体制に財源的にも、財政的にもぜひ持ってってもらいたいというふうに思うんだが、そういう点について市長はどういうふうに考えているか。

市長にもう一つお聞きしたいのは、先ほど福祉事務所長が答弁していたが、時代の流れは、さっき言ったような、私が提起したような乳幼児医療にしても、そういう水準に他市町村がなっている中で、1,200万円と試算で言っていましたが、それほどかかるからないかはわかりませんが、いずれにしても、そういう方向で前向きにやってみようじゃないかという考え方に立てるのかどうか、検討していけるのかどうか、その点もあわせて市長からの答弁をいただきたいと思います。

もう一つは、まちづくり交付金創設について提起をしましたが、これは一つの例であって、あらゆる国、県の施策や交付金諸制度をぜひ研究してもらって、やっていくという立場にぜひ立ってもらいたいというふうに思うんだが、その点について担当でも結構ですけども、答弁をいただきたい。

最後に、公共下水道の関係ですけど、都市建設課長の答弁あったけども、勝浦市の場合は、この点は私も随分論議して、公共下水道を実施してもらうための当時の建設課に研究班をつくってもらった経緯があるんですが、結局、膨大な財源がかかるということで、それは今、凍結していますが、当面して勝浦市の下水道の発想の一つは、合併浄化槽を普及していく。もう一つは、それを補完するとか、農村集落、漁村集落下水道事業、これらを全体として、その三者を織り交ぜながら、当面といってもずっと遠い将来まで、公共下水道は夢のまた夢ですから、相当先の方まで、そういうことで環境整備を図っていくという方向を出したんじゃないんですか。私はそういうふうに理解しているんだけど。

そうなってくると、今度また改めて、この公共下水道の提起が推進していくという、研究にと

どまらず、それを公共下水道事業をやるために推進していくんだという実施計画になってきているから、その辺はどうなのか。一般的に、俗にいう下水道と、公共下水道、あるいは流域下水道という下水道の専門用語とは範疇が違いますからね。俗に言う一般的な下水道事業というのは、その中には合併浄化槽もあり、あるいは農村集落もあり、漁村集落もあるんだが、公共下水道事業ということになると、それとはまた別の範疇の問題で、これはまた大変なことになってくるわけですから、その辺のところについて、どういう基本的な方向で環境整備や下水道事業を進めていこうとしているのか、この辺について最後にお答えをぜひいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）私どもは、国が切ったから、これも切っちゃえ、あれも切っちゃえ、こういうような考えで予算編成、あるいは補正予算の取り組みはしておりません。我々がいかに市民生活に必要なものだろうかと。肌で触れ合って考えるものを具体化していくわけでありまして、必要なものは必要として何とかやれる方法はないかということで、今後とも推進をしていきたい、立ち向かっていきたいと、そう思います。

福祉の件につきましても、確かに予算編成に非常に苦慮するところは多々ございます、各方面において。しかし、その中で私は自分の考えとして、福祉、教育、これは将来のこの勝浦市の人材をつくる上でも、また市民生活を安定させるためにも必要なことであるというふうに考えておりますので、前向きに取り組んでまいり、そう考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）お答えいたします。公共施設等の建築あるいは修繕等の財源確保につきましては、これまでも各種補助金の活用を図ってきておりますけども、先ほど議員ご提言されましたまちづくり交付金なども含めまして、今後とも各種補助制度の活用を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）公共下水道の関係でございますが、平成14年度に勝浦市污水適正処理構想というものを作成いたしまして、その中で市区域のうち公共下水道区域、また農業集落排水区域、漁業集落排水区域、またそのほかの個別処理区域として合併処理浄化槽設置整備事業という事業を構想として取り入れてございます。この構想事業につきまして、今後は関係各課による見直しや、また効率的な整備手法などの検討を実施していくという考え方でございます。また、この結果等を踏まえまして、下水道整備に向けて住民の啓蒙を図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（水野正美君）続きまして、丸 昭議員の登壇を許します。丸 昭議員。

〔13番 丸 昭君登壇〕

○13番（丸 昭君）通告いたしました第1点目の市長の政治姿勢についてお聞きいたします。

来年2月に予定されております任期満了に伴う勝浦市長選挙について、その所信をお伺いいたします。藤平市長は、現在2期8年間、市政のトップとして、その重責を担ってまいりました。この間、日本経済がかつて経験し得なかった景気低迷が行財政を圧迫し、地方自治体も予断を許

さない厳しい状況の中、市民が主人公をみずからの理念とし、豊かで住みよい、活力あるまちづくりを基本理念とした10カ年の勝浦市総合計画を2001年にスタートさせ、その理念のもと、日夜計画達成に向け、市長陣頭指揮のもと職員一丸となって政策を展開し、期間半ばとはいえ、その功績は市民周知のところであります。

あえて申し上げるならば、ハード面では、こども館の建設、市営火葬場かつうら聖苑の建設、勝浦小学校改築事業着工、勝浦荒川線改修工事、清掃センター改修工事、大森粗大ごみ捨て場閉鎖工事等々。また、ソフト面においては、全国勝浦サミット、西東京市との友好、中学生海外派遣事業、ビッグひな祭りやカツオ祭り等の新たなイベントの開催、その他市民バスの拡大運行、シルバー人材センター設立など、新たな施策を打ち出し、展開したことについては、市民の高い評価を得るところであります。市長みずからの理念のもと打ち出された総合計画が期間半ばである今、市民の間では藤平市長の続投に期待する多くの声を耳にいたしますが、市長は厳しい行財政下の現状に置かれている今、引き続き勝浦市の健全な発展はもとより、市民生活の安定と福祉の向上に努力し、市民の期待にこたえるお考えがおありか、所信をお伺いいたします。明快なご答弁に期待するところであります。

次に、難題が多岐にわたって山積しております農業政策について、細かい部分、2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目の水田の耕作放棄の問題について質問をいたします。今、国では水田農業の抱えるもろもろの課題の中で、この耕作放棄の問題が大きな課題として取り上げられ、解消のため諸施策を展開しようとしております。当勝浦市においても、ご存じのように、山間、谷津田が多く、ほ場整備がいまだに思うように進まないため、耕作放棄が年を追うごとに増加しております。その大きな要因は、放棄地のほとんどが湿田であるため機械利用が困難なこと、また農業者の高齢化、米価の低迷等が考えられます。このような中、千葉県では本年、県内3カ所において湿田の乾田化も含めた遊休農地再生活動モデル支援事業なる事業を計画し、本市においても1カ所候補地を選定し、県の採択を仰ぐことになっているとのことですが、安価な方法で乾田化が可能となれば、機械利用が進み、担い手への利用集積とあわせて、耕作放棄地を減少させることができるものと推察するところでありますが、本事業はモデル事業であることから継続性がないものと考えられます。よって、県に対し、本事業の継続的な実施を強く要望すべきと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

最後に、勝浦ライスセンターの運営についてお聞きいたします。本年の稲作は、生育時の天候不順が影響してか、当地域の作柄はやや不良との報道がなされましたが、今、農家は残暑の厳しい中、汗だくになりながら稲刈りに励んでおります。しかし、米価は相変わらず低迷基調にあり、本年の生産者米価は奨励金500円を含み、早生のふさおとめで1万1,600円、コシヒカリでは1万3,100円と、昨年同時期と比較いたしますと500円値下がりとなっております。今後も下落の傾向にあるとのこと。

このような中、ライスセンター利用料は20年前と変わらず60キロ当たり約2,400円前後と、米価の2割近い高額な料金となっており、農家にとっては利用を考えさせられる折、市では平成15年から17年の3カ年、利用料の一部助成をしてきたことは利用者には大変好評であり、結果、年々利用者数、処理数量ともに増加傾向にあったわけですが、本年においては年度当初予算には計上されておりませんが、稲作農家の厳しい現状をご理解いただき、引き続き利用料の助

成を前向きに検討すべきと考えますが、市長のお考えをお聞きして1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの丸議員の一般質問に対しお答えいたします。

私は、平成11年3月、市長に就任し、今日まで市民こそ主人公を基本理念として市政に取り組んでまいりました。この間、議員の皆様を初め、市民の方々のご支援、ご協力をいただきながら市政の発展と住民福祉の向上のために全力を傾注してまいりました。

その施策の基本は、平成13年度を初年度に平成22年度を目標年次とする10カ年の勝浦市総合計画であり、本年度からは後期基本計画が既にスタートしております。この間の成果については、私が一つ一つ申し上げるまでもなく、市民の方々の評価、ご判断に任すべきだと考えております。

今、地方財政は、議員ご指摘のように、かつて経験したことのない厳しさに直面しており、このことは本市においても例外ではありません。国による三位一体の改革のもと、国庫補助負担金や地方交付税などの財源が抑制される中であって、さまざまな住民要望、行政需要に対応していくには従来の行政運営では対応できません。まずは、市発展の基礎となる財政基盤の確立を図ることが重要であると考えております。

具体的には、勝浦市財政健全化計画及び勝浦市行政改革大綱2005を推進し、その上に立って後期基本計画に沿った各種施策に取り組むほか、特に社会問題となっている少子高齢化等に対しては、幼児と母親、さらには高齢者を含めた複合施設、保育所施設の充実と統合の推進、また市民の健康増進、特に生活習慣病対策のための施設、市民の生活環境問題、さらには地域活性化や雇用の確保が期待できる旧行川アイランド跡地計画、仮称ウェルネスタウン行川の早期着工等に真正面から取り組んでまいりたいと考えております。

今、市町村はこれまでと違い、資質と能力を高め、何をすべきかをみずから企画していく政策主体としての変革が求められています。住みよい豊かな勝浦市実現のため、議員の皆様を初め、市民、各界・各層のご理解、ご協力をいただければ、引き続き市政を担当し、市民の負託にこたえてまいりたいと考えます。今後ともよろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、農業政策について申し上げます。

第1点目の水田耕作放棄地の解消に向けて、県単事業への市の姿勢についてであります。農業従事者の高齢化、労働力不足、農産物価格の低迷等により全国規模で耕作放棄地が増大しており、今後、戦後農業を牽引してきた昭和一けた世代の方々の引退が本格化しますと、さらに耕作放棄地が増大することが懸念されます。耕作放棄地の増大は、食料自給率の向上や農業の多面的機能の発揮にも支障を及ぼしかねません。

このような状況を受けて、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が平成17年9月から施行され、遊休農地対策が強化されたところであります。市では、この法改正を受けて、本年7月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる基本構想を改定しましたが、その中で体系的な遊休農地対策として遊休農地の農業上の利用の増進に関する基本的な事項を規定したところであります。本市の遊休農地の状況につきましては、水田農業地域かつ中山間地域という特性柄、山間谷津の狭隘な湿田を中心に市全域で発生しております。また、最近では、山間谷津田以外の水田においても、労力がかかる小区画不整形な湿田は耕作が放棄される傾向が見られ、高齢化、人手不足のため労働力に制約のある農業者が、生産条件のよい水田のみを耕作せ

ざるを得ない現状があると考えます。

こうした中、千葉県が遊休農地対策として遊休農地再生活動モデル支援事業を創設いたしました。この県単事業は、市町村基本構想で要活用農地とした遊休農地に簡易な整備等を実施し、認定農業者や集落営農組織など担い手に利用権設定を行うことで農地として再生し、この効果を周辺地域に波及させ、遊休農地再生を拡大しようとするものです。事業実施期間は平成18年度から20年度までの3カ年であり、モデル地区につきましては千葉県に特徴的な都市近郊地域、平坦地域、暖地・中山間地域の3地域からそれぞれ代表モデル3地区が選定される予定であります。事業主体は千葉県であり、事業費につきましても県が負担いたします。

この事業の提示を受け、本市といたしましては、耕作放棄地対策、とりわけ市農業の基幹である水稻の生産基盤となる水田の耕作放棄対策が重要と考えることから、今回、千葉県知事に対しまして本事業におけるモデル地区の指定を申請したところであります。本市モデル地区につきましては、農業委員会と連携をとり、本事業の目的にかんがみ、市内の最たる農業地域である大楠地区を選定しております。大楠地区は、集団性に富んだ優良農地が広範囲に展開しておりますが、ほ場整備事業が実施されてないことから、小区画不整形な湿田は耕作が放棄される事例が見受けられます。また、本地区の中にはほ場整備事業の意向があり、生産条件の悪い耕作放棄地でも整備することにより、優良農地として再生可能なことを地区農業者等に認識していただき、ほ場整備事業実施に向けた地区の合意形成に効果が期待できると考えます。

したがって、耕作放棄地対策の足がかりとなるよう、県が選定する3モデル地区の一つに本市が選定されるよう県に働きかけていくとともに、農業委員会等、関係者と連携をとり、次年度以降も積極的にモデル地区申請を行いたいと考えます。

2点目のライスセンターの運営についてのご質問であります。平成11年度から稼働を始めた大楠地区の勝浦ライスセンターは、地域農業基盤確立農業構造改善事業により、旧夷隅中央農業協同組合が事業主体となって建設し、農協合併移行、いすみ農業協同組合がその管理、運営を行っております。

稼働率につきましては、平成12年度の約5割が最高値であり、それ以降は約3割台で推移している状況であります。この稼働率低迷の原因につきましては、ライスセンター建設時の米価をもとに設定された利用料金が米価が大きく下落している現在も据え置かれ、利用者の収支バランスを大きく欠いてしまうこと、また当初、大口利用が見込まれていた刈り取りグループの一部の利用が思うよう伸びていないこと、さらに農業者が自分の田でとれた米に愛着を感じる余り、乾燥調製機をみずから更新してしまうことなどが要因と考えられます。

いすみ農業協同組合は、米価の下落によりライスセンター利用農家の農業経営環境が非常に厳しい状況の中で、農家から農協に対し料金引き下げの要望があったことから、平成14年11月に郡内市町に対し、農協による利用料の助成とあわせてライスセンターの利用料金の一部助成要請をしてまいりました。要請内容は、玄米1俵当たり200円、平成15年から17年の3カ年間の助成を要請するものであります。これを受けまして、郡内市町が統一してこの要請を3カ年実施したところでございます。助成をしました3カ年、利用者は年々増加しましたが、さきに説明申し上げましたとおり、稼働率で見ますと、残念ながら大幅な改善が見られたとはいえない現状であります。

このようなことから、米価の現状に則した利用料金体系の抜本的な見直し及び農協による利用

料助成再開について、いすみ農業協同組合に提案してまいりたいと考えます。

以上で丸議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。丸 昭議員。

○13番（丸 昭君）ご答弁ありがとうございました。いずれにいたしましても、市長の健闘をお祈りいたします。

2点目の農業政策につきましてですけれども、今、市長の方から事細かに経緯等含めた説明をいただきました。私もそのとおりだというふう感じておりますけれども、県単の補助事業の継続性の関係、これにつきましては、ご答弁の中にあつたように、ほ場整備事業、要するに受益者負担が絡んでくるような事業については、なかなか地域がまとまらないと。ましてや、ここへきて、前段でご案内したように、米価が極端な下落を示しているといったことで、そういう状況の中で今回、県がとったこの事業につきましては、私は勝浦市のこの地域に、要するに湿田地帯についてベストマッチな事業であるというふうに理解しております。そういったことで、より一層、強い要望を市の方から県に対して、改めてお願いしたいというふうに考えております。改めてご答弁はいただかなくて結構です。

ライスセンターの問題、これにつきましても、今回と申しますか、前回、私が平成12年3月にこの問題について取り上げさせていただきました。平成15年からの行政の補助事業、これのことにつきましては、今、市長からの明解な答弁をいただいた中で、私も、ああ、なるほどなとうなずいた部分もあるわけですが、今、現状を説明したように、とにかく利用率を上げなくちゃいかんというのが一つ。勝浦ライスセンター建設当時、米価が大ざっぱですけども、大体1万6,000円から7,000円ぐらいだったと思います。そういった時期に利用料金設定がされまして、それがそのまま来ているということで、さっき申し上げましたけども、今ふさおとめで約1万1,000円ですか。30キロじゃありません。60キロですから、60キロ当たり玄米で1万1,000円ということになりますと、利用しようとしても2割、ライスセンターの利用料金として取られてしまうといったことで、最近の動きを見ますと、中には隣の乾燥調製施設を利用する小規模農家も結構見受けられるようになってきました。いずれにいたしましても、そういうことですから、助成金を出せばある程度の伸びは実際見られたということでもありますので、今回も本年はともかくとしても、次年度以降、また新たな考え方のもとに、このライスセンターの助成事業、ぜひお願いしたいと。また、私の方からも、これは運営は農協自体がやっておることですから、農協にも私なりにまた何らかの要請はしていくというふうに考えております。

いずれにいたしましても、前回は私の質問に対して補助事業についてご答弁をいただけませんでした。支援なり、また技術的な助成はするということけども、補助金云々については前回ご答弁いただかなかった、そういう経過の中で、平成15年から助成金を出したということですので、また今回もそういう流れをひとつ私なりに期待をいたしまして、2回目の質問で終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（水野正美君）これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（水野正美君）以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
明9月20日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後1時51分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問